

平成 30 年 7 月 1 日より施行

【一時預かりの受入れについて】

現在、一時預かり保育の受入れが基本保育へ影響を及ぼしている。
基本保育への影響を緩和するため、一時預かりの受入れ体制を改正する。

【現行（6月30日まで）の受入れ体制】

1. 利用回数 月 15 回まで
2. 利用時間 7:00 ~ 18:00 (延長保育 18:00 ~ 19:00)
3. 利用料金 3,000 円/日、1,500 円/半日 (5 時間) (延長保育 300 円/30 分)

【一時預かりのルール】

1. 原則として大学内での就業、講義時の利用に限る。
2. 対象は満 3 歳未満の児童
3. 利用回数は週 3 回かつ月 15 回を上限とし、1 回の利用時間は 3 時間以上 7 時間未満とする。
4. 利用時間は 7:00~18:00 の間で 3~7 時間とする。
昼食・午睡時間中 (11:00~15:00) の送迎はご遠慮いただく。
延長保育は基本保育利用者のみ利用可能とする。

利用時間例	昼食有のケース	8:00 ~ 15:00 (最大 7 時間)
		9:00 ~ 16:00 (最大 7 時間)
		10:00 ~ 17:00 (最大 7 時間)
	昼食無のケース	7:00 ~ 10:00 (最大 3 時間)

5. 保育料は 1 時間 400 円とする。
6. 利用の取消し・変更は利用日の前々開園日 17 時までに保育園へ要連絡。
7. 保育園行事の日は受入れを行わない。

【適用】

本ルールは平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
平成 30 年 7 月 1 日より前に登録をしていた一時預かり利用者にも適用される。